

今日の 話題

発票とインボイス

駐在員が中国で戸惑うものの一つに発票がある。この発票と同じような制度が2023年10月より日本でも開始する。インボイス(適格請求書)制度である。

発票やインボイスが従来の日本の請求書と何が違うのか。それは納税番号で記載情報が管理される点にある。昔のような「上様」は当然のこと、会社名をいれただけでも原則ダメになる。

日本では文具店で売っている請求書用紙やPCで印刷したものなど比較的自由なのに対し、中国の発票は税務当局から指定された端末と専用紙でしか発行できず、企業がいわば勝手に作成した受領書(収据という)は税務処理には使えない。つまり発票とは請求書兼税務上の正式領収書でもあり、これを知らない駐在員は収据を発票と勘違いし、結果自腹を切る羽目になる。

このように中国の発票制度が厳格な

のは、増値税の不正還付が横行した過去があるためである。そして発票も時代を経て進化し、現在では電子発票も導入されつつある。飲食店にて電子マネーで支払いをし、電子発票をデータで受け取る。その際必要な納税番号情報もQRコードでピッ、という感じである。

さらに発票端末と税務当局はオンラインで繋がっており、どの会社が誰にどんな発票を発行したのか、全て電子管理されている。もし不正還付を企むのなら恐ろしく高度なITスキルが必要だろう。

日本が来年導入するインボイス制度は、従来の請求書にさらに納税番号(及び税率と税額)を追加明記することがポイントである。これにより日本の税務署は誰がどんな消費税を払ったのかを把握し、複数税率や免税業者の益税状況を管理できるようになる。従って不正還付防止を目的とする中国とは異なり、税務署と直接オンライン化まではなされておらず、記載事項さえ守れば用紙は何でもよいのが主な違いだ。

しかし日本では大規模な消費税の不正還付事件が続いている。このままでは日本も発票のような厳格な制度運用が求められるかもしれない。

(金本勲相 BPアジアコンサルティング代表・公認会計士)